

平成 27 年 2 月 23 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## P E T ボトル分別基準適合物の品質調査について

P E T ボトル分別収集品の品質向上のため、同ベール品の品質調査を実施していただいております。平成 27 年度も引き続き P E T ボトル分別基準適合物の品質調査を下記要領に基づき実施してください。

平成 26 年度の品質調査結果については、すでに当協会のホームページで公表していますのでご参照ください。

### 記

1. 対 象 : 平成 27 年度に担当する全ての保管施設毎の P E T ボトル分別収集品
2. 調査方法 : 「P E T ボトル分別基準適合物（ベール品）の品質調査方法」による。
3. 調査結果の報告 :

平成 27 年 9 月 30 日（水）迄に、以下の方法により、協会へ報告してください。

報告は保管施設ごとに調査が終了した時に、できるだけ速やかに実施してください。

(1) 調査結果については、R E I N S の「品質調査結果入力」画面に入力してください。  
操作方法詳細については、「資料 3. 平成 27 年度 P E T ボトル再商品化業務に伴う各種手続き」を参照ください。なお、配点基準はオンライン画面から「配点基準」ボタンでも照会可能です。

オンライン画面にて入力結果を調査記録表として印刷することが出来ます。実施後、速やかに印刷した調査記録表を当該市町村・一部事務組合に必ず提出してください。オンライン報告のため、協会への用紙の提出は必要ありません。

(2) 総合判定が D ランクの場合、保管施設名を示して、D ランク 検査項目の該当箇所がわかる写真を協会へ提出してください。

(3) 報告期限迄に引き取りが開始されず調査できない市町村・一部事務組合の保管施設については、その一覧表を協会へ提出してください。提出期限は平成 27 年 8 月 14 日（金）（消印有効）です。なお、当該市町村から引き取りが発生した時点で、その都度調査し、追加報告ください。
4. 立会い  
市町村・一部事務組合の担当者宛に、協会から本調査の立会いを要請しますので、必ず実施予定日を連絡して、調査・判定の立会いを要請してください。なお、諸事の都合で立会いができなかった時は、市町村・一部事務組合の担当者に必ず調査結果を報告してください。必要に応じて写真添付、特記事項欄を活用し、書面でも結果が分かるようにしてください。

5. 調査結果の公表

調査結果については、協会ホームページ等で公表します。

6. ラベルの有無の確認について

昨年度に引き続き、市町村から引き渡されるボールにおける「ラベルの有無」の現状把握のため、目視による「外観汚れ程度」「ボールの安定性」「ボールの解体性」に続き、広げたボールにおけるラベルの有無を目視確認ください。

なお、ラベルの有無はボール品質調査の判定ランクには反映されません。

以上

## P E T ボトル分別基準適合物（べール品）の品質調査方法

### 1. 調査対象、調査実施場所、調査実施回数等

#### (1) 調査対象

- ① 全ての指定保管施設ごとの P E T ボトルべール品とする。
- ② 丸ボトルについても調査する。

#### (2) 調査実施場所

原則として再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

#### (3) 調査実施回数

最低年 1 回実施する。

#### (4) 調査実施時期

原則として 4 月から 9 月末迄に実施する。9 月末までに引き取りが開始されず調査できない市町村・一部事務組合の保管施設については、その一覧表を協会へ提出してください。なお、引き取りが発生した時点で、その都度調査し、追加報告ください。

#### (5) 調査実施者

- ① 再生処理事業者が実施する。
- ② 市町村・一部事務組合関係者の立会の上、実施する。市町村・一部事務組合が立会を省略し、再生処理事業者に一任するとした場合は、「P E T ボトル分別基準適合物（べール品）の品質調査結果記録表」の市町村等立会者欄の□委任にチェックをする。

#### (6) 調査記録とその保管等

- ① 調査結果を「P E T ボトル分別基準適合物（べール品）の品質調査結果記録表」へ入力し、印刷、保管する。
- ② 総合判定が D ランクの場合、保管施設名を示して、D ランク検査項目の該当箇所がわかる写真を協会へ提出してください。
- ③ オンライン画面にて入力結果を調査記録表として印刷することが出来ますので、印刷した調査記録表を当該市町村・一部事務組合に提出してください。

#### (7) 記録開示の禁止

調査実施者は、協会の許可なく調査記録を当該市町村・一部事務組合以外の者に開示してはならない。

## 2. 品質の調査、判定方法

品質の調査は、目視検査と計量検査の併用とし、別紙「PETボトル分別基準適合物（ベール）品の品質ランク区分及び配点基準」に従って判定するが、REINSへの入力により、自動で判定される。

### (1) 目視検査

#### ① サンプル量

各指定保管施設のベール品から、無作為に次の基準を目安にサンプルを選ぶ。

ア. 大型ベール（寸法 1,000×1,000×1,000 mm）の場合、1/2 ベール

※1/2 ベールとは、大型ベールを無作為に二等分した状態とする。

イ. 中型ベール（寸法 600×400×600 mm）の場合、1 ベール

ウ. 小型ベール（寸法 600×400×300 mm）の場合、2 ベール

エ. 丸ボトルの場合は 36 kg 以上を目安でサンプリングする。

#### ② 検査方法

ア. 目視により、ベール状態で「外観汚れ程度」、「ベールの安定性」を判定する。

イ. 「ベールの解体性」は、実際のベールを解体し、手で解体可能、ハンマー等簡単な道具を用いれば解体可能、簡単な道具では解体不能、のいずれかで判定する。

ウ. 目視により、「ラベルの有無」を評価する。平成 26 年度から追加した項目で、ラベルの有無に関する現状把握のために実施する。

評価区分をラベルの付されたボトル本数が 10%未満を「1」、10%以上 30%未満を「2」、30%以上を「3」とする。昨年度から変更しているので注意ください。

また、調査結果記録表の特記事項欄に、「ラベル有無」をプレ印字しているので、該当する区分に○を付してください。

### (2) 計量検査

#### ① サンプル

目視検査のサンプル（大型ベールの場合 1/2 ベール、中型ベールの場合 1 ベール、小型ベールの場合 2 ベール）を使用する。

#### ② 検査手順

サンプル重量を測定し、その後、解体し、「異常なPETボトル」や「夾雑異物」の各検査項目毎に、個数及び重量を実測し、重量比による混入率を求める。

## 3. 調査結果の総合判定

目視検査、計量検査の各項目について、判定されたランク毎の点数の合計を求め、次の基準で総合判定のA・B・Dを決定する。

Aランク :  $150 \geq \text{合計点数} \geq 120$

Bランク : 120 > 合計点数 ≥ 80

Dランク : 80 > 合計点数 ≥ 19

・ 特例

「外観汚れ程度」と「キャップ付きPETボトル」のいずれかの判定がDの場合は、合計点数の如何にかかわらず総合判定はDとする。

また、丸ボトルは合計点数にかかわらず、Dランクとする。丸ボトルの場合、REINSでの総合判定結果表示は、D(A)、D(B)、Dと表示される。

4. 判定結果への対応 (各判定ランクの\*印は、各事業者が実施する事項)

(1) Aランク判定の場合

再商品化に差し支えないので、引き取りを継続する。

\*当該市町村等に、品質の維持を要請する。

(2) Bランク判定の場合

再商品化に若干問題を生じる可能性があるが、引き取りを継続する。

\*当該市町村等に、Aランク以外になった項目の品質の向上を要請する。

(例えば、住民への分別排出の啓発やキャップ除去等の前処理作業の改善が必要となることありうる。)

(3) Dランク判定の場合

再商品化に支障が生ずる可能性があるが、当面、引き取りを継続する。

\*当該市町村等にBランクまたはDランクになった項目についての品質向上を要請する。

調整が困難な場合は、協会が協議に参加する。

(例えば、住民への分別排出の啓発やキャップ除去等の前処理作業の改善に加えて、分別収集の方法の変更が必要となることあり得る。)

なお、Dランク判定の場合には、協会から当該市町村等に、改善計画書の提出および改善の実施を要請し、次年度の調査時に協会が立ち会う。

以上

PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質調査結果記録表

市町村名又は組合名								
保管施設名								
調査実施日		平成 年 月 日 ( )		調査実施者名				
市町村等立会者		役職:		氏名:		□ 委任(立会無)		
調査の場所								
サンプル量		大・中・小型	ベール数: 個	総本数: 本	丸ボトル:有・無	総重量: g		
総合判定結果		A・B・D (該当ランクを○で囲む)						
目視検査	番号	区 分			判定及び配点(○印)			
					A	B	D	
ベール状態	1	A.殆ど汚れない	B.少しの汚れ	D.大変汚い	20	10	1	
	2	A.荷崩れがない	B.積み重ねが不安定	D.積み重ねが困難	5	3	1	
	3	A.手で解体可能	B.ハンマー等簡単な道具で解体出来る	D.簡単な道具で解体出来ない	5	3	1	
計量検査項目		個数(ケ)	重量(g)	重量(%)	判定及び配点(○印)			
					A	B	D	
異常なPETボトル	4	キャップ付きPETボトル			20	10	1	
	5	中身が残っているPETボトル			10	5	1	
	6	識別マークのないPETボトル			5	3	1	
	7	テープや塗料が付着したボトル			5	3	1	
	8	異物の人ったPETボトル			10	5	1	
	9	縦潰れやカットされたPETボトル			5	3	1	
	夾雑異物	10	塩ビボトル			10	5	1
		11	ポリエチレン等のボトル			10	5	1
		12	缶類			5	3	1
13		ガラスびん類			10	5	1	
14		陶磁器類			5	3	1	
15		紙製容器類			5	3	1	
16		ポリ袋等袋類			5	3	1	
17		プラスチックトレー類			5	3	1	
18		砂・土砂等			5	3	1	
19		その他夾雑物			5	3	1	
小 計								
合 計								
特記事項	ラベル有無:1, 2, 3(該当するものに○をつけてください)							

※把手(大型ボトル)、中栓(醤油などのボトル)、容器と一体となっているキャップや外れにくいキャップリングは異物の対象にならない。

PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質ランク区分及び配点基準

検査項目		番号	Aランク	配点	Bランク	配点	Dランク	配点
ベール状態	外観汚れ程度	1	殆ど汚れない	20	少しの汚れ	10	大変汚い	1
	ベールの積み付け安定性	2	荷崩れがない	5	積み重ねが不安定	3	積み重ねが困難	1
	ベールの解体性	3	手で解体可能	5	ハンマー等簡単な道具で解体出来る	3	簡単な道具で解体出来ない	1
異常なPETボトル	キャップ付きPETボトル	4	1%以下	20	20%以下	10	20%超	1
	中身が残っているPETボトル	5	0.5%以下	10	1.5%以下	5	1.5%超	1
	識別マークのないPETボトル	6	0.5%以下	5	1.5%以下	3	1.5%超	1
	テープや塗料が付着したボトル	7	検出されない	5	0.05%以下	3	0.05%超	1
	異物の入ったPETボトル	8	検出されない	10	0.05%以下	5	0.05%超	1
	縦つぶれやかたされたPETボトル	9	1%以下	5	2%以下	3	2%超	1
爽雑異物	塩ビボトル	10	0.2%以下	10	1%以下	5	1%超	1
	ポリエチレン等のボトル	11	0.2%以下	10	1%以下	5	1%超	1
	缶類	12	検出されない	5	0.1%以下	3	0.1%超	1
	ガラスびん類	13	検出されない	10	0.01%以下	5	0.01%超	1
	陶磁器類	14	検出されない	5	0.01%以下	3	0.01%超	1
	紙製容器類	15	検出されない	5	0.01%以下	3	0.01%超	1
	ポリ袋等袋類	16	検出されない	5	0.01%以下	3	0.01%超	1
	プラスチックトレイ類	17	検出されない	5	0.01%以下	3	0.01%超	1
	砂・土砂等	18	検出されない	5	0.01%以下	3	0.01%超	1
	その他爽雑物	19	検出されない	5	0.01%以下	3	0.01%超	1
総合判定			<p>Aランク: 15 0 ≧ 合計点数 ≧ 120</p> <p>Bランク: 12 0 &gt; 合計点数 ≧ 80</p> <p>Dランク: 80 &gt; 合計点数 ≧ 19</p> <p>特例 : 「外観汚れ程度」と「キャップ付きPETボトル」のいずれかの判定が「D」の場合は、合計点数の如何にかかわらず、総合判定は「D」とする。</p> <p>丸ボトルは合計点数にかかわらず、Dランクとする。</p>					